

那覇市水道給水条例の一部を改正する条例制定について

那覇市水道給水条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 6 年 11 月 27 日提出

那覇市長 知念 覚

(提案理由)

沖縄県水道料金の増額改定に伴い、本市水道事業の健全な経営を図れるよう、本市水道料金を増額改定し、併せて、本市が設置する水道メーターの範囲を改めるため、この案を提出する。

那覇市水道給水条例の一部を改正する条例

那覇市水道給水条例(平成9年那覇市条例第37号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(給水装置の種類)</p> <p>第4条 給水装置は、次の4種とする。</p> <p>(1) 専用給水装置 1戸又は1事業所で専用するもの。ただし、専用給水装置を使用する2戸以上が1個の水道メーターにより計量して給水装置を使用するときは、これを連合専用給水装置という。</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>(給水管及び給水用具の指定)</p> <p>第9条 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行うことができるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。</p> <p>2 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。</p> <p>3 [略]</p> <p>(メーターの設置)</p> <p>第16条 給水量は、本市の水道メーター(以下「メーター」という。)により計量する。ただし、管理者は特別の事由があると認めるときは、メーターによらずに給水量を計量又は認定することができる。</p> <p>2 <u>メーターは給水装置に設置し、その位置は管理者が定める。</u></p> <p>(メーターの貸与)</p> <p>第17条 <u>メーターは、管理者が設置して、</u></p>	<p>(給水装置の種類)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>(1) 専用給水装置 1戸又は1事業所で専用するもの。ただし、専用給水装置を使用する2戸以上が1個の水道メーター(以下「メーター」という。)により計量して給水装置を使用するときは、これを連合専用給水装置という。</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>(給水管及び給水用具の指定)</p> <p>第9条 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行うことができるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口からメーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。</p> <p>2 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口からメーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。</p> <p>3 [略]</p> <p>(メーターの設置)</p> <p>第16条 <u>本市は、使用水量を計量するために、メーターを設置する。ただし、共同住宅に設置するメーターであって、管理者が定めるものについては、この限りでない。</u></p> <p>2 <u>メーターを設置する位置は、管理者が定める。</u></p> <p>(メーターの貸与)</p> <p>第17条 <u>前条第1項本文の規定により本市</u></p>

水道の利用者若しくは管理人又は給水装置の所有者(以下「水道利用者等」という。)に貸与する。

2～3 [略]

(料金)

第23条 料金は、1月につき、次の表により算定した額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

[表 別記]

2 [略]

(給水装置の基準違反に対する措置)

第35条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、政令第5条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間その者に対する給水を停止することができる。

2 [略]

付 則

が設置したメーターは、水道の利用者若しくは管理人又は給水装置の所有者(以下「水道利用者等」という。)に貸与する。

2～3 [略]

(料金)

第23条 [略]

[表 別記]

2 [略]

(給水装置の基準違反に対する措置)

第35条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、政令第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間その者に対する給水を停止することができる。

2 [略]

付 則

4 令和7年6月から令和8年3月までの各月分として算定する料金に係る第23条の規定の適用については、同条第1項の表中「73円」とあるのは「66円」と、「118円」とあるのは「111円」と、「166円」とあるのは「156円」と、「193円」とあるのは「183円」と、「231円」とあるのは「221円」と、「282円」とあるのは「265円」と、「308円」とあるのは「291円」と、「332円」とあるのは「317円」と、「349円」とあるのは「334円」と、「98円」とあるのは「88円」と、「2,792円」とあるのは「2,672円」とする。

備考

1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部

分を加える。

- 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第35条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第23条の規定は、令和7年6月以後の月分として算定する水道料金から適用し、同年5月以前の月分として算定する水道料金については、なお従前の例による。

[改正前 別記]

[第23条第1項の表]

種類	用途	メーターの口径	基本料金	従量料金(1立方メートルにつき)	
				使用水量(単位は立方メートル)	金額
専用給水装置	一般用	13ミリメートル及び20ミリメートル	[略]	5まで	<u>50円</u>
				5を超え10まで	<u>95円</u>
				10を超え15まで	<u>133円</u>
		15を超え25まで		<u>160円</u>	
		25を超え35まで		<u>198円</u>	
		25ミリメートル		35を超え50まで	<u>231円</u>
				50を超え100まで	<u>257円</u>
				100を超え300まで	<u>280円</u>
		300を超えるもの		<u>297円</u>	
	40ミリメートル	50まで		<u>231円</u>	
50を超え100まで		<u>257円</u>			
100を超え300まで		<u>280円</u>			
300を超えるもの		<u>297円</u>			
50ミリメートル	100まで	<u>257円</u>			
75ミリメートル	100を超え300まで	<u>280円</u>			
	300を超えるもの	<u>297円</u>			
100ミリメートル	300まで	<u>280円</u>			
150ミリメートル以上	300を超えるもの	<u>297円</u>			
	[略]				
	公衆浴場用	メーターの口径に対応する一般用の基本料金を適用し、従量料金は、1立方メートルにつき <u>65円</u> とする。			
私設消火栓	演習用	1個1回20分以内につき		<u>2,454円</u>	
船舶給水栓	船舶用	1立方メートルにつき		<u>297円</u>	
臨時給	臨時用	1立方メートルにつき		<u>297円</u>	

水栓		
[略]		

[改正後 別記]

[第23条第1項の表]

種類	用途	メーターの口径	基本料金	従量料金(1立方メートルにつき)	
				使用水量(単位は立方メートル)	金額
専用給水装置	一般用	13ミリメートル及び20ミリメートル	[略]	5まで	<u>73円</u>
				5を超え10まで	<u>118円</u>
				10を超え15まで	<u>166円</u>
				15を超え25まで	<u>193円</u>
				25を超え35まで	<u>231円</u>
		25ミリメートル		35を超え50まで	<u>282円</u>
				50を超え100まで	<u>308円</u>
				100を超え300まで	<u>332円</u>
		300を超えるもの		<u>349円</u>	
		40ミリメートル		50まで	<u>282円</u>
50を超え100まで	<u>308円</u>				
100を超え300まで	<u>332円</u>				
300を超えるもの	<u>349円</u>				
50ミリメートル	100まで	<u>308円</u>			
75ミリメートル	100を超え300まで	<u>332円</u>			
	300を超えるもの	<u>349円</u>			
100ミリメートル	300まで	<u>332円</u>			
150ミリメートル以上	300を超えるもの	<u>349円</u>			
[略]					
	公衆浴場用	メーターの口径に対応する一般用の基本料金を適用し、従量料金は、1立方メートルにつき <u>98円</u> とする。			
私設消火栓	演習用	1個1回20分以内につき <u>2,792円</u>			
船舶給水栓	船舶用	1立方メートルにつき <u>349円</u>			
臨時給水栓	臨時用	1立方メートルにつき <u>349円</u>			
[略]					